

久喜市自治基本条例推進委員会について

1 自治基本条例推進委員会条例制定の経緯

平成24年4月1日施行の久喜市自治基本条例第27条第1項の規定に基づき、自治基本条例の適切な運用及び普及等を図り、条例の実効性を高めることを目的に、自治基本条例推進委員会条例（以下「条例」という。）を平成24年6月議会に上程し、議会の議決を経て6月29日より施行している。

2 久喜市自治基本条例推進委員会の設置根拠と所掌事項

(1) 設置根拠

○久喜市自治基本条例 ※参考1

第27条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、別に条例で定めるところにより、久喜市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 市長は、この条例の運用状況を検証するとともに、見直す必要が生じたときは推進委員会に諮り、適切な措置を講じるものとする。

(2) 所掌事項

○久喜市自治基本条例推進委員会条例 ※参考2

第2条 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 自治基本条例の運用に関する事項
- (2) 自治基本条例の普及に関する事項
- (3) 自治基本条例の見直しに関する事項

2 推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、市長に必要な提言を行うことができる。

3 関連条例について

(1) 久喜市市民活動推進条例 ※参考3

(2) 久喜市市民参加条例 ※参考4